
第2部 施策の展開

第1章 高齢者の尊厳の確保と権利擁護

1 自己決定権の尊重と権利擁護の推進

【現状】

- 平成 18 年 4 月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）が施行され、国、県、市町において取り組むべき内容が規定され、「高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要である」との認識が示されました。
- 本市の虐待件数は、平成 28 年度で虐待通報件数が 88 件、うち虐待と判断した件数は 78 件あり、年度ごとに増減はあるもののほぼ横ばいの状況が続いています。
- 本市では、平成 26 年 7 月に市役所内に成年後見等支援センターを設置し、地域包括支援センターや相談支援事業所等の窓口と協働しながら、成年後見を中心とした権利擁護に関する相談をはじめ、成年後見制度の利用支援、市民後見人の育成、成年後見制度の普及及び啓発に取り組んでおり、相談件数や費用助成制度の活用件数も年々増え、市民後見人として受任数も増加傾向にあります。
- 高齢者虐待の通報を受けた場合には、市の虐待相談窓口や地域包括支援センター、各関係団体をはじめ、必要に応じて警察等とも連携を図りながら高齢者の安全の確認と確保に努めており、平成 27 年度には「高齢者虐待対応マニュアル（改訂版）」の改訂を行い、養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止対策や高齢者の養護者に対する支援対策の充実に取り組んでいます。
- 一方、国においては成年後見制度が十分に利用されていない現状を踏まえ、平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の理念に基づき、平成 29 年 3 月に成年後見制度利用促進計画を定め、関係府省が連携して成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。
- 今後、本市においても、国の促進計画を勘案して市町村計画を策定し、各施策を段階的・計画的に推進していく必要があります。

【今後の方向】

- 高齢者の虐待や権利擁護に関する相談窓口である地域包括支援センターや成年後見等支援センターの周知・啓発に取り組みます。
- 高齢者虐待を発見した場合は、本市の虐待対応マニュアルに基づき、本人の意思や権利を尊重し、関係機関等と連携を図りながら、迅速かつ適切な対応に努めます。
- 今後増加すると予測される認知症高齢者など、判断能力が不十分な高齢者の権利が守られるよう、各種権利擁護事業の推進に努めます。
- 成年後見制度の利用促進に向けて今後進められる制度・運用の変更に対応して、地域連携ネットワークの強化などに努めます。

【施策・事業と取組・方向性】

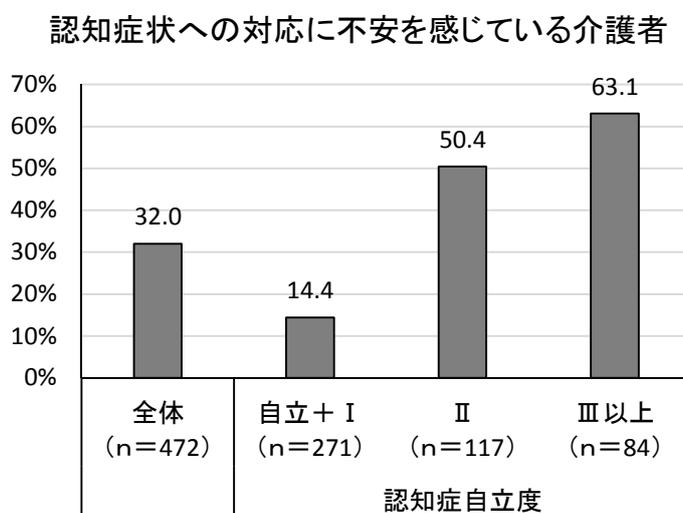
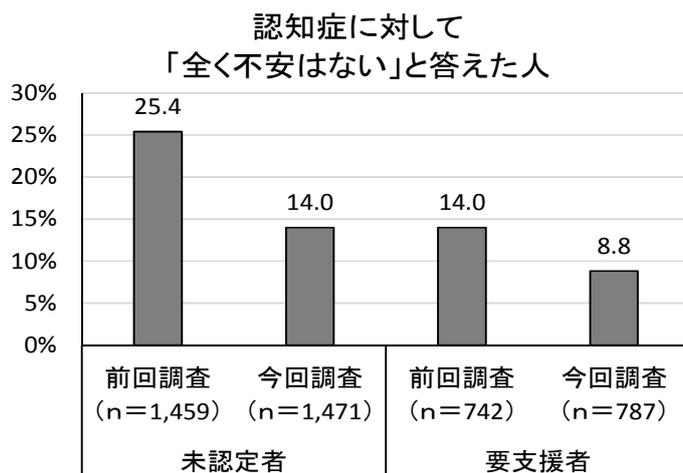
施策・事業	取組・方向性
①成年後見制度利用支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談やケアマネジメントなどの様々な場面を活用し、適切な成年後見制度の利用支援につなげ、権利の擁護に努めます。 ○ 親族後見人への支援強化などを視野に入れながら、成年後見に係る地域の中核機関としての成年後見等支援センターを中心とした相談・支援機能の充実を図ります。 ○ 在宅生活の継続に向けて、成年後見人等がいる場合でも、成年後見人や地域、関係機関が連携した本人に対する支援体制の強化を図ります。 ○ 保健福祉センターの保健福祉総合相談窓口を中心として、地域包括支援センター、障害者の相談支援事業などとの連携・ネットワークの構築により、高齢者のみならず障害のある人も含め、様々な人の地域生活を支えています。
②市民後見等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民後見人に対し、成年後見等支援センターによる支援体制を強化し、積極的な市民後見の活用を図ります。 ○ 市民・法人など後見の担い手の多様化が図られ、また成年後見に関する制度改正も想定されるため、国の動向を注視しながら、市民後見等のあり方を検討していきます。
③日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）を推進することで、後見には至らないが支援の必要な人の自立と社会参加を進めます。

施策・事業	取組・方向性
④高齢者虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者虐待の防止を推進するにあたり、高齢者や養護者、養介護施設従事者等に対して相談・助言を行うとともに、高齢者虐待の通報を受けた場合には、市の虐待相談窓口や地域包括支援センター、各関係団体をはじめ、必要に応じて警察等とも連携を図りながら高齢者の安全の確認と確保に努めます。 ○ 虐待の情報を早急に把握するため、高齢者虐待の相談窓口である地域包括支援センターの周知・啓発に努めます。 ○ 様々な虐待内容に応じて、的確な対応ができるよう、虐待に関する情報の収集・共有を図るとともに、各地域包括支援センターの対応の平準化、質の向上に努めます。 ○ 養護者の経済的不安や介護によるストレス、あるいは養護者自身の疾患が虐待の要因となることもあることから、地域包括支援センターや医療・介護など福祉関係機関が連携した養護者への相談体制の確保に努めます。 ○ 平成27年度に改訂した「高齢者虐待対応マニュアル(改訂版)」に基づき、養護者・養介護施設従事者等による虐待の防止、虐待の対応に努めます。

2 認知症の人と家族の支援施策の推進

【現状】

- 平成 27 年 1 月 27 日に公表された「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」では、平成 37 年には認知症の人は約 700 万人前後になり、高齢者の約 5 人に 1 人が認知症を有する人と推計されています。
- 本市の認定調査結果から認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上と判定された人は平成 29 年で 14,071 人と年々増加している状況です。
- 平成 26 年度から、認知症対策推進事業、認知症確定診断体制整備事業を立ち上げ、認知症の早期診断・早期対応、行方不明が心配な人の早期発見につなげる体制の整備など、地域で支えていくための施策を整備してきました。また、認知症に関する施策の推進や情報の共有、連携を図る場として「認知症施策推進会議」「尼崎市医療・介護連携協議会」を、また尼崎市医師会では「地域包括ケア・勤務医委員会（認知症対応部会）」を設置し、取組を加速させてきました。
- 地域で認知症高齢者を支える仕組みの強化や認知症に対する理解の促進につなげるため、認知症サポーター養成講座を開催しています。認知症に対する関心の高まりから、講座の開催回数は年々増加しており、受講者数も 1 万人を超えています。
- 高齢者利用意向調査において、「認知症に対する不安」を尋ねており、「全く不安はない」と答えた人は未認定者で 14.0%、要支援者で 8.8% となっていますが、未認定者・要支援者ともに前回調査から回答が減っており、以前に比べて不安を抱える人が増えている状況にあります。
- また、「認知症予防に対する考え」を尋ねたところ、「自宅でもできる簡単な予防活動があれば取り組みたい」と答えた人は未認定者で 52.3%、要支援者で 47.8% となっており、約 7 割程度の人々が認知症予防に対しての意向を持っています。
- 在宅介護実態調査において、「介護者が不安を感じる介護の内容」で「認知症状への対応」と答えた介護者は 32.0% で、特に認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の人を介護する介護者の半数は



「認知症状への対応」について不安を感じています。

- 認知症の人に対する市民の理解促進と認知症の状態に応じた適切な医療や介護等を受けられる体制づくりや、地域での気づき、介護者への支援も含めて今後も引き続き取り組んでいく必要があります。

【今後の方向】

- 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に基づき、若年性認知症への対応も含め、関係する施策を総合的に推進していきます。
- 認知症サポーターの養成やキャラバンメイトの活動支援などを通じて、地域で認知症の人を支える体制と仕組みづくりに取り組みます。
- 認知症の早期発見・早期対応に取り組むとともに、認知症の発症や進行をできる限り遅らせるための予防の啓発を行います。
- 認知症の容態に応じた適切な医療や介護等が受けられるよう、初期集中支援の仕組みの浸透を図ります。特に若年性認知症の人の生活基盤となる就労・社会参加については、多くの関係者による連携した支援が円滑に進むよう取り組みます。
- 認知症の人を支える家族介護者における精神的・身体的負担の軽減を図るため、認知症カフェなどの不安や悩みを相談できる場やリフレッシュできる機会を設けるとともに、介護保険サービス等の適切な提供を行い、介護に対する負担軽減に努めます。
- 認知症に対する理解を深めるため、各種催しの開催時や教育現場など、様々な機会や場を活用し、広く市民への周知・啓発に努めます。

【施策・事業と取組・方向性】

施策・事業	取組・方向性
①認知症に対する正しい理解を促すための周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症の人の状態に応じて利用できる地域資源情報も網羅した「認知症あんしんガイド」等を活用し、もの忘れが気になる人や認知症と診断された本人や家族の不安や心配を和らげるようさらなる周知を進めます。 ○ 医療・介護連携協議の場や民生児童委員・自治会等との地域ケア会議等を通じて、認知症にまつわる地域資源情報や医師会発行の「尼崎市認知症連携パス」などが一層活用されるよう周知・啓発を行います。 ○ 地域包括支援センターの認知症地域支援推進員を窓口、認知症の予防や気づき、医療や介護サービスの提案、生活支援にまつわる企業・地域活動の紹介など、関係する複数の取組を一体的に提案できるよう対応力を強化します。

施策・事業	取組・方向性
②認知症サポーターの養成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症の人やその家族を暖かく見守り支える「認知症サポーター」のさらなる養成を進めるため、地域住民のみならず、店舗・事業所等の企業やPTA・生徒など学校での開催を強化します。 ○ 加えて、認知症の人やその家族が身近に接するご近所や友人・知人等を対象として小規模な講座開催の提案を積極的に行います。 ○ ボランティアとして講座の講師を担う「認知症キャラバンメイト」の活動の場を広げるための後方支援を強化するとともに、キャラバンメイトを増やす取組を進めます。 ○ 受講した認知症サポーターが習得した知識を活かし、認知症の人を支える地域や事業所等の取組への参加やお手伝い等活躍できるような支援の検討を進めます。
③認知症の人やその家族が集える場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症の人のニーズを把握するとともに、認知症の人の集える場や活動の場として認知症カフェやつどいの場の開催が継続され、また新たな開催場所につながるような情報提供等の後方支援を行います。 ○ 各地域包括支援センターにおいて、地域の実情にあわせた認知症の人やその家族が通い活動できる場の情報収集を今後も継続して行います。 ○ 認知症の人の家族の不安や悩みを聞いたり介護体験を分かち合う「家族のための認知症基礎講座」等、家族を支える取組を引き続き行います。 ○ 若年性認知症の人やその家族の集う場については、個別相談を通じてニーズを把握しながら、障害福祉や就労支援の相談窓口やひょうご若年性認知症生活支援相談センター等とも協議・連携しながら検討を進めます。

施策・事業	取組・方向性
④認知症予防（早期発見・早期対応）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ ヘルスアップ尼崎戦略に基づく健診・保健指導等の受診者を対象にした「もの忘れチェック（MMSE検査）」での認知症予防事業や、国立循環器病研究センターとの認知症予防に関する共同調査・研究を進めます。 ○ また、健診等の結果において、状況確認や支援が必要と思われる方に対するアプローチや適切な専門機関への誘導といった対応が早期に図られるよう関係機関等との連携強化に努めます。 ○ 認知症の発症や進行をできる限り遅らせるためには、高血圧症や糖尿病、脂質異常症など生活習慣病対策に加え、日頃から体を動かすことや人とのコミュニケーションが大切であることから、心身機能の活性化を図る介護予防事業等との一体的な取組を進めます。 ○ あらゆる年齢層の市民に対して、認知症の発症や進行を遅らせる効果が認められる事柄に関する情報の収集や提供を行います。
⑤認知症みんなで支えるSOSネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症が原因で行方不明になった場合に備え、ひとり歩きの認知症高齢者等の居場所を検索するための機器（GPS）を継続して貸与します。（徘徊高齢者家族支援サービス事業） ○ また、警察や協力機関、地域の方々と連携して早期発見につなげる「尼崎市認知症みんなで支えるSOSネットワーク」について、関係機関との一層の連携強化や協力機関の拡大などを進めます。 ○ さらに、SOSネットワークへの事前登録時に、普段の困りごとや介護等への不安を聞いた上で、様々な支援策や地域でサポートする取組につなぐなど、行方不明時だけでなく日々の暮らしを支えられるよう力を注ぎます。 ○ 認知症になっても地域で安心して暮らし続けるためには、住民のサポート・支え合いが重要です。民生児童委員や自治会の人も参画する地域ケア会議での対象者やSOSネットワークの事前登録者をみんなで支える手立てを学ぶため、ご近所やご家族など小規模な「認知症サポーター養成講座」の企画や、ひとり歩きの認知症の人への声かけ訓練（模擬訓練）といった「実践講座」の検討を進めます。

施策・事業	取組・方向性
⑥認知症初期集中支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症初期集中支援チームについて、医療にも介護にもつながっていない認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの包括的集中的に行う初期支援が円滑に進むよう取組を進めます。 ○ この支援チームだけが対象者と関わるのではなく、地域包括支援センターや医療機関・介護サービス事業所をはじめ認知症の人とその家族を支える関係機関・支援者が一体となり連携した取組となるよう協力支援体制の強化を図ります。
⑦地域総合センター管理運営事業（音楽療法）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域総合センター事業として、65歳以上の高齢者を対象として、高齢者の認知機能の維持などを目的として、専門講師の指導のもと音楽に合わせてリズム体操や、テーマ・キーワードに合った言葉を歌にするなどの実技講座を行う音楽療法を実施します。